

令和2年6月19日

新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務への対応等について お知らせ(その8)

岡山市監理検査課

岡山市発注の建設工事及び建設関係業務における新型コロナウイルスへの対応については、令和2年6月19日以降、次のように取り扱うことにしますので、引き続き御協力をお願いします。

記

1 施工中の工事等における感染防止策(継続)

国土交通省が作成した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」※を踏まえ、引き続き、「三つの密」対策を徹底してください。

※ https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html に掲載されています

2 工事等の一時中止、工期延長(継続)

新型コロナウイルス感染症の影響により、工事・業務を一時中止や工期延長したいときは、発注者にその旨を申し出てください。

発注者において、必要に応じ、適切に対応します。

3 県外在住者の工事への従事等(変更)

特段の制限を設けませんが、在住地域の流行状況に留意してください。

【問い合わせ先】岡山市財政局財務部監理検査課 Tel：086-803-1368